

平成22年1月15日

## 国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案（案）

### 第1 被告の住所等による管轄権

- ① 日本の裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、上記①の規律にかかわらず、管轄権を有するものとする。
- ③ 日本の裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

### 第2 契約上の債務に関する訴え等の管轄権

#### 1 契約上の債務に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて、次に掲げる場合には、管轄権を有するものとする。
  - ア 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
  - イ 契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- ② 上記①の規律により契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて日

本の裁判所が管轄権を有するときは、当該契約上の債務に関して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、当該契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他当該契約上の債務に関する請求に係る訴えについても、日本の裁判所は管轄権を有するものとする。

## 2 手形又は小切手に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 3 財産権上の訴えの管轄権

日本の裁判所は、財産権上の訴えについて、請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払の請求を目的とするものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは、この限りでないものとする。

## 4 事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権

- ① 日本の裁判所は、日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものについて、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、日本において事業を継続して行う者に対する訴えでその者の日本における業務に関するものについて、管轄権を有するものとする。

## 5 社団又は財団に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴えについて、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 6 不法行為に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

## 7 海事に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、海難救助に関する訴えについて、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ③ 日本の裁判所は、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、船舶が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 8 不動産に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不動産に関する訴えについて、不動産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 9 相続に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えについて、相続開始の時の被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時の被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものについても、上記①と同様とするものとする。

## 10 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えについて、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、消費者契約に関する紛争を対象とする第5の1の合意がその効力を有するときは、管轄権を有するものとする。

## 11 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えについて、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地が定まっていない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、個別労働関係民事紛争を対象とする第5の1の合意がその効力を有するときは、管轄権を有するものとする。

## 第3 管轄権の専属

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定するものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属す

るものとする。

- ② 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属するものとする。
- ③ 知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、当該登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

#### 第4 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、民事訴訟法第38条前段に定める場合に限るものとする。
- ② 日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求の管轄権について法令に日本の裁判所に専属する旨の定めがある場合において、管轄権の原因となる事由が外国にあるときは、上記①及び②の規律は適用しないものとする。

#### 第5 管轄権に関する合意等

##### 1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、合意により、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。
- ② 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じないものとする。

- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。
- ⑤ 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする上記①の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
- ア 消費者契約の締結の時ににおいて消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、イに掲げるときを除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。
- イ 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。
- ⑥ 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする上記①の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
- ア 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、イに掲げるときを除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。
- イ 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

## 2 応訴による管轄権

被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

## 第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、訴えについて管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場

合を除く。)においても、事案の性質、応訴することによる被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

## 第7 管轄権の専属の場合の適用除外

第1、第2、第5及び第6の規律は、訴えについて法令に日本の裁判所に管轄権が専属する旨の定めがある場合には、適用しないものとする。

## 第8 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

## 第9 その他

### 1 国内土地管轄規定の整備

- ① 日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 第2の9の②の訴えについては、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に訴えを提起することができるものとし、相続財産がその管轄区域内にあることを要件としないものとする。

### 2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。